

令和４年度決算に係る健全化判断比率等についてお知らせします

令和４年度決算に係る健全化判断比率及び各公営企業の資金不足比率についてお知らせします。
(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定による公表)

１ 経過と概要

平成１９年６月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、地方公共団体は、毎年度決算時に健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」といいます。）を算定することが義務付けられました。

また、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、又は資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定し、計画的に健全化に向けて取り組まなければなりません。

２ 健全化判断比率とは・・・

健全化判断比率とは、次の４つの指標をいいます。

$$\text{①実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

* 一般会計等の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

◇一般会計等とは：一般会計の１会計

$$\text{②連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

* 全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

◇連結実質赤字額とは：全会計の赤字額（資金不足額）から黒字額（資金剰余額）を引いた額

$$\text{③実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金等)} - \text{(特定財源+元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(3ヵ年平均) 標準財政規模} - \text{(元利償還金等に係る基準財政需要額歳入額)}}$$

* 一般会計等の実質的な借入金の返済額が、標準的な収入（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く）に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

◇地方債の元利償還金等とは：一般会計等の地方債償還だけでなく、一般会計の繰出金のうち公営企業債（簡易水道事業など）の償還に充てたものを含みます。

◇特定財源とは：地方債の償還に充当される住宅使用料など

$$\text{④将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{(充当可能基金額+特定財源見込額)} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}}$$

* 全会計（一部事務組合等含む）が将来負担すべき実質的な負債の残高が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

◇将来負担額とは：一般会計の地方債残高、公営企業債のうち一般会計からの負担見込額、有明広域行政事務組合等の負債のうち一般会計からの負担見込額、一般会計等が負担する見込みの職員退職手当支給予定額など

3 玉東町の健全化判断比率の状況（令和4年度）

健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
玉東町	-	-	5.7	-
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

* 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「-」で表示

* 将来負担比率は、4年度末時点において将来負担額が充当可能財源等を下回っているため「-」で表示

4 資金不足比率とは・・・

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

* 公営企業会計（簡易水道、宅地開発特別会計）の資金不足額が、事業の規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

◇資金の不足額とは：一般会計等の実質赤字額に相当するもの

5 玉東町の資金不足比率の状況

資金不足比率	簡易水道特別会計	宅地開発特別会計
令和4年度	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0

* 簡易水道・宅地開発特別会計の2会計とも、資金不足がないため「—」で表示

6 算定結果

上記の健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、早期健全化基準を全て下回っており、財政健全化法上は、当町の財政状況は健全段階にあるという結果になりました。

実質公債費比率5.7（昨年度4.7）は1.0ポイント増加していますが、今後も借り入れる地方債については、返す以上に借りないという考え方のもと、公債費の抑制を図ります。

指標については、健全を保った数値となっていますが、今後も更なる行財政改革に努めてまいります。